

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,409,003	流動負債	1,229,795
現金及び預金	1,526,650	買掛金	684,606
売掛金	836,179	未払金	290,351
貯蔵品	3,432	未払費用	887
前払費用	32,520	未払法人税等	43,129
未収入金	10,220	未払事業所得税	1,040
		未払消費税等	26,923
		契約負債	92,652
		預り金	1,274
		賞与引当金	82,191
		役員賞与引当金	5,623
		株式給付引当金	1,115
固定資産	292,021	固定負債	10,104
有形固定資産	37,526	資産除去債務	10,104
建物	20,357		
工具器具及び備品	17,169		
無形固定資産	111,420		
商標権	3,831		
ソフトウェア	107,589		
投資その他の資産	143,073		
差入保証金	24,884		
長期前払費用	99		
前払年金費用	29,845		
繰延税金資産	88,245		
		負債合計	1,239,900
		純 資 産 の 部	
		株主資本	1,461,125
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	561,125
		その他利益剰余金	561,125
		繰越利益剰余金	561,125
		(うち当期純利益)	859,424
		純資産合計	1,461,125
資産合計	2,701,025	負債及び純資産合計	2,701,025

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産

定額法によっております。

2．引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務を上回っているため、投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

(4) 株式給付引当金

従業員への当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度における発生見込額に基づき計上しております。

3．収益及び費用の計上基準

(1) ブラウザゲーム事業

ブラウザゲームで展開するゲーム内で利用可能なアイテムの販売については、顧客へアイテムを引渡し、かつ、販売したアイテムを顧客が利用するためにブラウザゲームを継続的に運営することを履行義務として識別しております。

当該アイテムの販売については、顧客がアイテムを利用する期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客によるアイテムの見積利用期間にわたって収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業については、成果物の引渡し又は個別に定められた契約期間に渡る役務の提供により履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。